

静岡県告示第296号

静岡県建築士等を対象とする研修の指定に関する要綱を次のように定める。

令和6年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県建築士等を対象とする研修の指定に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、建築士及び建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の5第1項に規定する建築士事務所の開設者（以下「建築士等」という。）を対象とする研修の指定に関し必要な事項を定めることにより、建築物の設計、工事監理等に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図り、もって建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「定期研修」とは、定期的に反復して実施される研修をいい、「特別研修」とは、定期研修以外の研修をいう。

(指定)

第3 知事は、建築士等を対象とする研修であって、建築物の設計、工事監理等に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図る上で奨励すべきものをこの要綱の定めるところにより指定することができる。

2 前項の規定による研修の指定（以下「指定」という。）は、定期研修と特別研修に分けて行うものとする。

3 定期研修に係る指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(指定の基準)

第4 指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 研修を実施する者が、建築物の設計及び工事監理並びに建築士事務所の運営に必要な知識及び技能の維持向上を目的とする一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人又は公益財団法人（以下「法人」という。）であって、研修を適正かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎及び事務的能力を有するものであることその他研修を実施するにふさわしいものであること。

(2) 研修が、原則として、県内で業務を行い、又は県内に在住する建築士等を対象とするものであること。

(3) 研修の内容が、建築物の設計、工事監理等に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所の業務の適正化を図る上で、適正かつ有益と認められるものであること。

(4) 研修の内容に応じて、受講者の利便に関する事項について適切に配慮されていると認められるものであること。

(指定の申請)

第5 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称、代表者の氏名及び住所
- (2) 定期研修又は特別研修の別並びに研修の名称、目的及び対象者
- (3) 定期研修にあつては研修の実施頻度、実施時期及び実施期間、特別研修にあつては研修の実施日
- (4) 定期研修にあつては研修の実施地、特別研修にあつては研修の実施会場の名称及び所在地
- (5) 研修の科目及び時間
- (6) 定期研修にあつては講師の選任の方針、特別研修にあつては講師の氏名及び略歴
- (7) 受講料に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (5) 研修において使用するテキスト又はその作成要領を記載した書類
- (6) その他参考となる事項を記載した書類

3 前項(4)に掲げる書類は、研修に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

(指定を受けた旨の表示)

第6 指定を受けた研修（以下「指定研修」という。）を実施する法人（以下「実施法人」という。）は、指定研修を実施するときは、指定を受けたものであることを表示するものとする。

2 実施法人が前項の規定による表示をするときは、実施する指定研修が法第22条の2第1項各号に掲げる講習及び同法第24条第2項の講習（以下「法定講習」という。）とは異なるものであること及び当該研修の受講は任意であることを明示しなければならない。

(研修実施計画書等の提出)

第7 実施法人は、指定を受けた定期研修を実施するときは、あらかじめ研修の実施日、実施会場の名称及び所在地、講師の氏名及び略歴その他研修の実施に関する事項を記載した研修実施計画書並びに当該定期研修を実施する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書を、知事に提出しなければならない。

2 第5の3の規定は、前項の事業計画書及び収支予算書に準用する。

(変更の承認等)

第8 実施法人は、指定研修について、第5の1(3)から(7)までに掲げる事項又は第5の2(5)に掲げる書類の変更をしようとするときは、その変更の内容、時期及び理由を記載した変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 実施法人は、指定研修について、第5の1(1)に掲げる事項の変更又は第5の2(1)若しくは第5の2(2)に掲げる書類に関する変更をしたときは、2週間以内にその変更の内容及び時期を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

(知事の指示等)

第9 知事は、指定研修の実施に関し必要があると認めるときは、実施法人に対して必要な事項を指示し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(廃止の届出)

第10 実施法人は、指定研修を廃止したときは、遅滞なく、その廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第11 知事は、実施法人が次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の取消しを申請したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
- (3) 指定研修を実施しなかったとき。
- (4) 第4に規定する指定の基準に適合しなくなったとき。
- (5) 第6の2の規定に違反して、実施する指定研修が法定講習とは異なるものであること及び当該研修の受講は任意であることを明示しなければならない場合において、その明示をしなかったとき。
- (6) 第8の規定により知事の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- (7) 第7及び第8の2の規定により提出をしなければならない場合において、その提出を怠ったとき。
- (8) 第9に規定する知事の指示又は資料の提出の要求に従わなかったとき。
- (9) 指定研修の実施に関し不誠実な行為をしたとき

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定に係る実施法人に対し指定を取り消した理由を付してその旨を通知するものとする。

(指定等の公表)

第12 知事は、指定を行ったときは、実施法人の名称及び住所、定期研修又は特別研修の別並びに研修の名称その他必要な事項を公表するものとする。

2 知事は、第10の規定により廃止届出書を受理したとき又は第11の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(指定研修の実施結果の報告)

第13 実施法人は、指定研修を実施したときは、3月以内にその実施結果を知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 静岡県建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年静岡県告示第1159号）は、廃止する。